

就学援助制度について

水落孝子

〔質疑〕就学援助制度は、『義務教育は無償』とした憲法にもとづいた制度です。

そこで、この就学援助制度を、市民に多く知らせ『教育の機会均等』をすすめていただきたく、次の点について質問します。

- ①『能力に応ずる教育』に対する教育長の所見を伺います。
- ②児童生徒の保護者への制度のお知らせ方法。
- ③申請は随時できますか。
- ④要綱にある民生委員の関与の割合は。
- ⑤教育委員会職員が調査する自治体もありますが、今後の考えは。

〔答弁〕ひとしく、能力に応ずる教育については、教育基本法第3条に「ひとしく、能力に応ずる教育」と規定されている。

一つは、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利、これは法のもの平等を規定したものと解釈している。人種・信条・性別・社会的身分や門地を理由にして差別を禁止している憲法第14条を受けて教育面における徹底の意味がここにあると思う。また、子供たちは一人一人

能力も性格も違いがあり、特性を持っている。基本的に、各自の適性や発達状況に応じて一人一人の可能性を最大限に伸ばす、というところにその意味をとらえている。

就学援助制度については、現在は学校を通じて、例えば家庭訪問での相談、あるいは学年通信・学級通信などで広報している。就学援助申請は随時受け付けている。民生委員の関与の割合につ

本市の防災の現実的課題と対処について

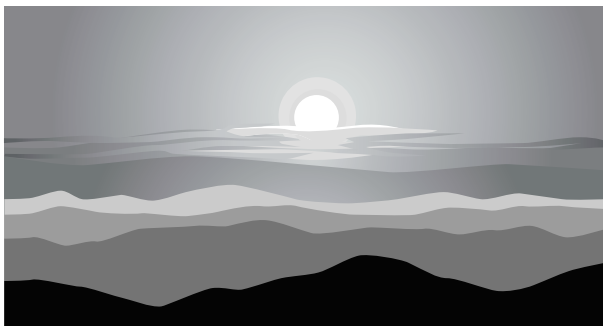
沼倉啓介

〔質疑〕宮城県沖地震等様々な有事が想定される中、対応が図られるべく膨大なマニュアルたる地域防災計画が示された。

有事に際して完璧な物事の対応等なかなか実現し得ない事は承知の事でもある。市民の皆様との会話の中で市の有事に際しての連絡体制

についての苦情に出会う場面があった。計画書を通じても有事の際に何を骨格に求めて対処すべきか伝わってこない。

本市の防災に対する現実的課題と対処等をお示し頂きたい。



いては、現在、申請書の全部について所見を求めており、今後も一応民生委員の所見を求めたいと考えている。

全戸配布により防災意識の向上と予防対策の促進を図ってきたところである。

これまでに、15の自主防災組織が設立されており、自主防災連合会を組織する予定とも聞いている。

今後とも、自主防災組織の設立促進と育成、組織のリーダー養成、防災訓練の実施など、地域ぐるみで災害に対処できる力を高めていけるよう、市としても支援する所存である。

〔答弁〕何よりも今行わなければならぬのは、自主防災組織の設立である。災害情報等連絡体制をはじめ、自主防災活動が最も力を発揮すると考えられる。阪神淡路大震災を機に公的機関による救助活動の限界が明らかになり、地域住民の方々による協力と相互に助け合う行動が被害を最小限に抑えるためにも最も重要であると思われる。その観点から、市としても地区懇談会の開催、防災マップ、防災ガイドなどの